

(別紙)

機能性表示食品に関する質疑応答集（新旧対照表）

改正後	改正前（最終改正：令和5年9月29日 消食表第543号）
<p>機能性表示食品に関する質疑応答集</p> <p>平成 29 年 9 月 29 日（消食表第 463 号）</p> <p>一部改正 平成 30 年 3 月 28 日（消食表第 156 号）</p> <p>一部改正 平成 31 年 3 月 15 日（消食表第 94 号）</p> <p>一部改正 平成 31 年 3 月 26 日（消食表第 126 号）</p> <p>一部改正 令和元年 7 月 1 日（消食表第 131 号）</p> <p>一部改正 令和 2 年 4 月 1 日（消食表第 123 号）</p> <p>一部改正 令和 2 年 11 月 30 日（消食表第 459 号）</p> <p>一部改正 令和 3 年 3 月 22 日（消食表第 120 号）</p> <p>一部改正 令和 3 年 8 月 4 日（消食表第 340 号）</p> <p>一部改正 令和 4 年 4 月 1 日（消食表第 136 号）</p> <p>一部改正 令和 5 年 9 月 29 日（消食表第 543 号）</p> <p>一部改正 令和 6 年 4 月 1 日（消食表第 217 号）</p> <p>目次 （略）</p> <p>問 1～問 96 （略）</p> <p>問 97 生鮮食品の容器包装に、当該生鮮食品に機能性関与成分以外の成分が含まれる旨の表示をすることは可能か。</p> <p>(略)</p>	<p>機能性表示食品に関する質疑応答集</p> <p>平成 29 年 9 月 29 日（消食表第 463 号）</p> <p>一部改正 平成 30 年 3 月 28 日（消食表第 156 号）</p> <p>一部改正 平成 31 年 3 月 15 日（消食表第 94 号）</p> <p>一部改正 平成 31 年 3 月 26 日（消食表第 126 号）</p> <p>一部改正 令和元年 7 月 1 日（消食表第 131 号）</p> <p>一部改正 令和 2 年 4 月 1 日（消食表第 123 号）</p> <p>一部改正 令和 2 年 11 月 30 日（消食表第 459 号）</p> <p>一部改正 令和 3 年 3 月 22 日（消食表第 120 号）</p> <p>一部改正 令和 3 年 8 月 4 日（消食表第 340 号）</p> <p>一部改正 令和 4 年 4 月 1 日（消食表第 136 号）</p> <p>一部改正 令和 5 年 9 月 29 日（消食表第 543 号）</p> <p>目次 （略）</p> <p>問 1～問 96 （略）</p> <p>問 97 生鮮食品の容器包装に、当該生鮮食品に機能性関与成分以外の成分が含まれる旨の表示をすることは可能か。</p> <p>(略)</p>

改正後	改正前（最終改正：令和5年9月29日 消食表第543号）
<p>なお、栄養成分表示については、消費者庁ウェブサイトにおいて、食品表示基準、同基準の施行通知及びQ&A、パンフレットなどを示しているので参照されたい。また、その他の不明点や疑問点があれば、最寄りの各都道府県（保健所を含む。）又は消費者庁食品表示課に相談されたい。</p> <p>参考：消費者庁ウェブサイト https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/</p> <p>問 98～問 106 （略）</p>	<p>なお、栄養成分表示については、消費者庁ウェブサイトにおいて、食品表示基準、同基準の施行通知及びQ&A、パンフレットなどを示しているので参照されたい。また、その他の不明点や疑問点があれば、最寄りの各都道府県（保健所を含む。）又は消費者庁食品表示企画課に相談されたい。</p> <p>参考：消費者庁ウェブサイト https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/</p> <p>問 98～問 106 （略）</p>
<p>問 107 「販売状況等更新」とは何か。</p> <p>「販売状況等更新」とは、届出データベースの届出食品基本情報における以下の8項目について、簡易に更新可能とする仕組みである。消費者庁食品表示課での確認は行われなため、更新を行った日の翌日に更新内容がそのまま反映されることとなる。</p> <p>なお、代表者氏名、担当部局及び連絡先電話番号の変更は様式Ⅶに自動反映される。</p> <p>(届出者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者氏名 <p>(届出事項及び開示情報についての問合せ先)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当部局 ・氏名 ・連絡先電話番号 ・連絡先内線番号 ・連絡先メールアドレス 	<p>問 107 「販売状況等更新」とは何か。</p> <p>「販売状況等更新」とは、届出データベースの届出食品基本情報における以下の8項目について、簡易に更新可能とする仕組みである。消費者庁食品表示企画課での確認は行われなため、更新を行った日の翌日に更新内容がそのまま反映されることとなる。</p> <p>なお、代表者氏名、担当部局及び連絡先電話番号の変更は様式Ⅶに自動反映される。</p> <p>(届出者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者氏名 <p>(届出事項及び開示情報についての問合せ先)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当部局 ・氏名 ・連絡先電話番号 ・連絡先内線番号 ・連絡先メールアドレス

改正後	改正前（最終改正：令和5年9月29日 消食表第543号）
<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先メールアドレス（確認用） （届出後の届出項目） ・販売状況 <p>問 108 （略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先メールアドレス（確認用） （届出後の届出項目） ・販売状況 <p>問 108 （略）</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>問 109 「販売状況等更新」とは何か。</p> </div> <p>届出食品の販売を開始した場合は、「販売休止中」のチェックを「販売中」に変更して、速やかに販売状況を更新すること。また、その後、販売を休止するなど状況に変更があった場合には、その都度更新すること。</p> <p>なお、販売状況の更新がなされないまま、最新の届出日又は販売状況等更新の最新の更新日から一定期間が経過した場合には、登録されている連絡先メールアドレス宛てに、消費者庁食品表示課から届出が公表された食品ごとに登録されている届出担当者へ販売状況の更新を促すメールが送信されることとなる。これに対応がない場合は、販売状況のチェックが自動的に外れ、消費者庁ウェブサイトに「本食品の販売状況は、約半年以上、届出者が更新していないため不明です。」と表示されるので、留意されたい。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>問 109 「販売状況等更新」とは何か。</p> </div> <p>届出食品の販売を開始した場合は、「販売休止中」のチェックを「販売中」に変更して、速やかに販売状況を更新すること。また、その後、販売を休止するなど状況に変更があった場合には、その都度更新すること。</p> <p>なお、販売状況の更新がなされないまま、最新の届出日又は販売状況等更新の最新の更新日から一定期間が経過した場合には、登録されている連絡先メールアドレス宛てに、消費者庁食品表示企画課から届出が公表された食品ごとに登録されている届出担当者へ販売状況の更新を促すメールが送信されることとなる。これに対応がない場合は、販売状況のチェックが自動的に外れ、消費者庁ウェブサイトに「本食品の販売状況は、約半年以上、届出者が更新していないため不明です。」と表示されるので、留意されたい。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>問 110 届出が公表された食品について、消費者庁ウェブサイトに「本食品の販売状況は、約半年以上、届出者が更新していないため不明です。」と表示されている。どのように対応すべきか。</p> </div> <p>販売状況等更新又は変更届を用いて、速やかに販売状況を更新すること。なお、届出担当者に販売状況の更新を促すメールが届いていない場合には、当該メールが迷惑メールとして処理されていないか及び届出データベースにおいて届出担当者の連絡先メールアドレスに誤記や変更がないかを確認の</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>問 110 届出が公表された食品について、消費者庁ウェブサイトに「本食品の販売状況は、約半年以上、届出者が更新していないため不明です。」と表示されている。どのように対応すべきか。</p> </div> <p>販売状況等更新又は変更届を用いて、速やかに販売状況を更新すること。なお、届出担当者に販売状況の更新を促すメールが届いていない場合には、当該メールが迷惑メールとして処理されていないか及び届出データベースにおいて届出担当者の連絡先メールアドレスに誤記や変更がないかを確認の</p>

改正後	改正前（最終改正：令和5年9月29日 消食表第543号）
<p>上、連絡先メールアドレスの誤記等がある場合には併せて更新すること。これらの問題がないにもかかわらず、メールが届かない場合は、消費者庁<u>食品表示課</u>まで連絡すること。</p>	<p>上、連絡先メールアドレスの誤記等がある場合には併せて更新すること。これらの問題がないにもかかわらず、メールが届かない場合は、消費者庁<u>食品表示企画課</u>まで連絡すること。</p>
<p>問 111～問 114 （略）</p>	<p>問 111～問 114 （略）</p>
<p>問 115 届出が公表される前に取り下げたい場合、どのように対応すればよいか。</p> <p>消費者庁<u>食品表示課</u>に連絡の上、届出データベース上で届出を削除すること。</p>	<p>問 115 届出が公表される前に取り下げたい場合、どのように対応すればよいか。</p> <p>消費者庁<u>食品表示企画課</u>に連絡の上、届出データベース上で届出を削除すること。</p>
<p>問 116～問 122 （略）</p>	<p>問 116～問 122 （略）</p>
<p>問 123 届出データベースのユーザ ID やパスワードを失念した場合、どのように対応すればよいか。</p> <p>費届出データベースからユーザ ID の照会又はパスワードの再設定を行うことができる。登録したメールアドレスが使用できない等の事情で届出データベースでの手続きができない場合には消費者庁<u>食品表示課</u>まで連絡いただきたい。</p>	<p>問 123 届出データベースのユーザ ID やパスワードを失念した場合、どのように対応すればよいか。</p> <p>費届出データベースからユーザ ID の照会又はパスワードの再設定を行うことができる。登録したメールアドレスが使用できない等の事情で届出データベースでの手続きができない場合には消費者庁<u>食品表示企画課</u>まで連絡いただきたい。</p>
<p>問 124～問 125 （略）</p>	<p>問 124～問 125 （略）</p>
<p>別添（問 81 関係） （略）</p>	<p>別添（問 81 関係） （略）</p>